

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の改正(案)について
 意見募集期間 : 令和5年12月13日から令和6年1月9日まで
 意見の提出件数 : 56件(12人)

条例の趣旨に一致	16
具体の運用等の参考	15
対応困難	3
その他	22
合計	56

項目等	要約(案)	件数	県の考え方
制度全般	これまでほぼ野放しだった太陽光発電に地域行政から一定の規制を設ける試みは県民として頼もしく喜ばしいことと感謝しています。	1	【条例の趣旨に一致】 太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、良好な環境及び安全な県民生活に資するよう適切に運用してまいります。
制度全般	温暖化対策のためには化学燃料由来のエネルギーを早急に再生エネルギーに切り替えることが必要ですが、こちらの案は地域環境の自然を守り、責任ある再生エネルギー導入のための重要な改正だと思えます。	1	
制度全般	維持管理規定について、既に稼働している施設を含め適切な維持管理を徹底させ、災害を誘引しないようにすることを目的とした条例改正をお願いします。山梨県条例では、県条例による計画の届出と合わせて既存施設も維持管理を徹底させること災害発生報告の義務化もしている。山梨県では設置から維持管理、廃止までを通じて事業者に適切な対応を求める条例を制定し、設置条項以外は過去の既存施設にも維持管理規定を適用されている。 設置から維持管理、廃止にいたるまで責任を持った条例改正をお願いします。	1	【具体の運用等の参考】 本条例においても、施設廃止後の適切な措置を行わなければならないことを責務に追加し、設置者に設置から廃止後に至るまでの責務があることを明確化します。 また、施設基準には設置から維持管理、廃止後まで、地域環境との調和を図るための基準を定めており、災害が発生した場合などは報告を求め、復旧の指導等を行うことができる規定を設けていますが、条例制定前に設置された施設への規定の適用については、今後の制度のあり方の参考とさせていただきます。
制度全般	許可の取り消し、地位の継承 既存施設の維持管理条項等で設置から廃止にいたるまで事業者が太陽光発電施設の管理責任を持たせ、災害予防と災害報告、被害対策等までの条例化をお願いします。 過去に山地開発による太陽光が設置されていますが、太陽光パネル崩壊の危険を危惧していること、直下の農業用水が崩壊で遮断する危険があり、山梨県の設置及び維持管理、廃止にいたるまでの条例を参考にされることを切望しています。	1	

項目等	要約(案)	件数	県の考え方
施設基準	災害(火災、土砂崩れ)発生時の消火、有害物質漏出問題を心配しています。	1	【条例の趣旨に一致】 保守点検・維持管理、災害対応等については、電気事業法やFIT法等に基づき行われることになり、本条例の施設基準においても、これらの法令に基づき適切な保守点検・維持管理に努めるよう定めています。
施設基準	メンテナンスや廃棄の際、どのように処理するのかを明言してほしい。	1	【条例の趣旨に一致】 施設基準に保守点検・維持管理や太陽光発電施設等の廃止後において行う措置の基準を定めています。
施設基準	工事現場の土地を盛土する時には所定の工法を行う事を公的機関が指示、指導を徹底する。 また、工事現場の土地を切り土にして当該残土を搬出する場合には、搬送先を公的機関に提出して承認許可が必要とする。	1	【条例の趣旨に一致】 施設基準において、地盤の安定性の確保を求めています。 また、森林法など一定規模の造成等を伴う場合に要する法令の手続については、本条例の手続の前に行うことを求めることとします。 あわせて、設置者には工事中の災害防止に関する施設基準により、適切な施工を求めています。
施設基準	現地工事現場の雨水が(太陽光パネル設置後も含む)土砂崩れの発生原因を防止する事が肝要であり排水路の見取り図を公的機関に提出して承認を得ること。また、太陽光パネルの全敷地面積の規模により所定の大きさ(深さ、面積)で雨水を一時的に堰き止める調整池が必須でありできあがり状況を公的機関立ち会いで確認すること。	1	【条例の趣旨に一致】 施設基準に工事中の災害防止、排水及び調整池の設置等に関する基準を定めています。 また、工事完了後には完了届の提出を求めています。
施設基準	太陽光パネルの下の地面と通路面に草木が繁茂するのを防ぐ対策として除草剤を撒く時は農作物、河川、人体に悪影響が出ない物とすることを公的機関が指導・指示する。又は遮光を目的として合成樹脂シートを一面に敷き詰める時も同様に悪影響が出ないものとする。	1	【具体の運用等の参考】 保守点検・維持管理については、電気事業法やFIT法等に基づき行われることになり、本条例の施設基準においても、これら法令に基づき適切な保守点検・維持管理に努めるよう定めるとともに、設置者に対し、届出等の前に事業計画について近隣関係者への説明を義務づけ、設置者には誠意を持ってコミュニケーションを図るよう求めています。 なお、太陽光パネル下の管理等については、施設基準のあり方の参考にさせていただきます。
施設基準	太陽光パネルを敷地に設置した時に当該の反射光が近隣住民の生活環境に悪影響を与えないように考慮して苦情が出た場合は真摯に対応すること。	1	【条例の趣旨に一致】 施設基準に、反射光に関する基準を定めています。 なお、状況により設置者に報告を求め、指導等を行うことが可能です。

項目等	要約(案)	件数	県の考え方
施設基準	近年頻発して発生する風水害の影響等により太陽光パネルの破損、破壊でカドミウム、鉛等の有害物質が流れ出す恐れは必至のためパネル他の点検と結果の定期報告は公的機関に行い市民にも開示すること。また、不定期にパネルの下の土壌と調整池の水質検査を公的機関が実施して市民にも開示すること。	1	【具体の運用等の参考】 保守点検・維持管理については、電気事業法やFIT法等に基づき行われることになり、土壌の調査等についても、関係法令に基づき、必要に応じて実施されるものと考えており、本条例の施設基準においても、これら法令に基づき適切な保守点検・維持管理に努めるよう定めるとともに、設置者に対し、届出等の前に事業計画について近隣関係者への説明を義務付け、設置者には誠意を持ってコミュニケーションを図るよう求めています。 関係法令の所管部署との連携など、条例の運用については今後の参考とさせていただきます。
施設基準	太陽光パネル設備の保守、点検業者については公的機関に報告し実施した結果も報告義務とする。	1	【具体の運用等の参考】 施設廃止に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律やFIT法等に基づき行われることになり、土壌の調査等についても、関係法令に基づき、必要に応じて実施されるものと考えています。 なお、本条例においても、施設廃止後の適切な措置を行わなければならないことを責務に追加し、設置者に設置から廃止に至るまでの責務があることを明確化します。 また、施設基準において、工作物の速やかな撤去などを求めています。 関係法令の所管部署との連携など、条例の運用については今後の参考とさせていただきます。
施設基準	器材の撤去時は近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが無いように行うこと。又、放置期間に土砂の流出等が発生した場合の処置責任の所在、費用の扱いも業者負担とするように明確にしておく。	1	【具体の運用等の参考】 施設廃止に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律やFIT法等に基づき行われることになり、土壌の調査等についても、関係法令に基づき、必要に応じて実施されるものと考えています。 なお、本条例においても、施設廃止後の適切な措置を行わなければならないことを責務に追加し、設置者に設置から廃止に至るまでの責務があることを明確化します。 また、施設基準において、工作物の速やかな撤去などを求めています。 関係法令の所管部署との連携など、条例の運用については今後の参考とさせていただきます。
施設基準	器材の搬出が完了した後で、調整池の水質検査、パネル下の土壌の検査を何か所かを設定して行い、最終確認を実施する。この時、問題があれば是正措置を命令する。	1	【具体の運用等の参考】 施設廃止に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律やFIT法等に基づき行われることになり、土壌の調査等についても、関係法令に基づき、必要に応じて実施されるものと考えています。 なお、本条例においても、施設廃止後の適切な措置を行わなければならないことを責務に追加し、設置者に設置から廃止に至るまでの責務があることを明確化します。 また、施設基準において、工作物の速やかな撤去などを求めています。 関係法令の所管部署との連携など、条例の運用については今後の参考とさせていただきます。
届出・許可	現地工事を開始するまでに公的機関に所定の平面図を提出して承認後にできるものとする。	1	【条例の趣旨に一致】 太陽光発電施設の崩落事故に対する住民不安の高まりなどから、安全性を確保するため、民有林において3,000㎡以上の造成を行う太陽光発電施設を対象として許可制を導入します。 また、許可制の対象がとなる施設でも、条例に定める太陽光発電施設等については、工事に着手する60日前までに、事業計画の届出を求めており、その内容が施設基準に適合しない場合などは、指導・助言等を行うことができることとしています。

項目等	要約(案)	件数	県の考え方
届出・許可	<p>民有林の一定規模以上3000平方メートル以上を許可制について許可制の規制強化は賛成ですが山林3000平方以上に反対です。</p> <p>山梨県条例では、森林のすべてを設置規制区域に入れている。</p> <p>同様にすべての傾斜地である森林を許可区域すべき。山梨県は、国有林、ほかの森林も災害の発生を防止する見地から傾斜地での切土盛土の崩壊の危険性下流域への影響を認めて設置規制区域許可制にしている。3000平米以上では災害防止できない。3000平米の根拠がない。</p>	1	<p>【具体の運用等の参考】</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進の観点から、これまで、太陽光発電施設等の立地に際し、周辺環境との調和を図ることを目指して届出制を採用してきました。しかし近年、太陽光発電施設の崩落事故に対する住民不安の高まりなどから、安全性を確保するため、阪神淡路大震災での造成地における変動被害の状況や、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象となる造成工事の考え方等を参考に、民有林において3,000㎡以上の造成を行う太陽光発電施設を対象として許可制を導入します。</p> <p>なお、国有林では、原則太陽光発電施設の設置が認められていないため、許可の対象区域から除外しています。</p> <p>全ての森林区域への許可制を導入することについては、運用状況を見ながら、今後の見直しの参考とさせていただきます。</p>
届出・許可	<p>(1) 森林、農地(田畑)、ゴルフ場跡地、空き地等について、近隣住民、影響を受ける市民や公的機関の知らぬ間に開発業者に補足されるのを防ぐため、1,000平方メートル(約304坪)以上買収、借用、譲渡、賃貸により事業を構想している業者は、当該場所の番地、面積、地目を公的機関に事前に届出制とする。</p> <p>(2) 開発業者から届出書を受領した公的機関は当該地域の近隣住民、市民、環境、土木、治水に係わる有識者に連絡して当該発電施設の設置可否について住民投票を実施し、当該市で有権者の2/3以上が賛成の場合に山林等の買収(使用)許可制とする。</p> <p>(3) 現時点で所定の用地が確保出来ている業者に対しては公的機関のホームページを通して公示することで周知徹底し、近隣住民、市民が発電施設の許可権限を保有していることを明確にする。</p> <p>(1)~(3)の近隣住民、市民とは発電設備設置予定の中心地から半径10km以内に在住している市民、県民を対象にして単なる行政範囲には限定せず広範囲の意見聴取とする。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>本条例は、太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的としており、太陽光発電施設等の設置を妨げるものではありません。</p> <p>このため、再生可能エネルギーの導入促進の観点から、太陽光発電施設等の立地に際し、地域環境との調和を図ることを目指して届出制を採用してきました。</p> <p>しかし近年、太陽光発電施設の崩落事故に対する住民不安の高まりなどから、安全性を確保するため、民有林において3,000㎡以上の造成を行う太陽光発電施設を対象として許可制を導入します。</p> <p>なお、条例では、設置者に対し、届出等の前に事業計画について近隣関係者への説明を義務付け、設置者には誠意を持ってコミュニケーションを図るよう求めています。</p> <p>また、本条例では、県の広域行政の役割の観点から、太陽光発電施設においては5,000㎡以上の施設を対象としていますが、市町の要請により、地域特性を踏まえて必要があると判断した場合は、対象を1,000㎡まで下げることができる制度を設けています。</p>

項目等	要約(案)	件数	県の考え方
届出・許可	当該設置場所の所有者氏名(国籍含む)、住所、連絡先、会社名(法人名)、事業免許番号、設置面積、太陽光パネルの1枚当たりの面積、太陽光パネルの総枚数、一日当たりの平均発電量(kw、mw)見込みと月間、年間発電量(kw、mw)見込み、太陽光パネルのメーカー、製造国、当該パネルの構成材料の明確資料の事前提出を義務化。	1	【条例の趣旨に一致】 条例の対象となる太陽光発電施設等について、工事に着手する60日前までに、事業計画の届出を求めており、地域環境との調和の観点から、施設基準等の審査に必要な情報の記載等を求めています。
届出・許可	設置する法人については精査し、変更となった場合、すみやかに届出すること。	2	【条例の趣旨に一致】 条例の対象となる太陽光発電施設等について、設置者を変更する際は、近隣説明を実施し、その記録を添えて届出することとしています。
	太陽光パネルの運営会社が知らぬ間に所有権の移転等を行い責任の所在が不明なるのを防ぐことを目的として名義変更するときは公的機関に報告を義務とする。	1	
届出・許可	届出が必要な施設のうち、災害の危険性が高い太陽光発電施設が設置される場合だけでなく、すべてを許可制にすべきです。危険性の高い箇所に設置すること自体は設置不可とすべきで、許可制の対象とすること自体が間違っていると思われる。	2	【具体の運用等の参考】 本条例は、太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的としており、太陽光発電施設等の設置を妨げるものではありません。 このため、再生可能エネルギーの導入促進の観点から、太陽光発電施設等の立地に際し、周辺環境との調和を図ることをめざして届出制を採用してきました。 しかし近年、太陽光発電施設の崩落事故に対する住民不安の高まりなどから、安全性を確保するため、阪神淡路大震災での造成地における変動被害の状況や、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象となる造成工事の考え方等を参考に、民有林において3,000㎡以上の造成を行う太陽光発電施設を対象として許可制を導入します。 なお、他法令により危険な区域として指定された土地については、設置禁止区域としています。 許可制の対象拡大については、運用状況を見ながら、今後の見直しの参考とさせていただきます。
届出・許可	山林等乱開発がひどく、環境破壊が甚だしいため、広さの規制ではなく、地上設置は全て規制し、地元説明を求めます。	2	
届出・許可	面積は市で異なるとありますが、すべて1000㎡にすればいいと思います。	2	【条例の趣旨に一致】 本条例では、県の広域行政の役割の観点から、太陽光発電施設においては5,000㎡以上の施設を対象としていますが、市町の要請により、地域特性を踏まえて必要があると判断した場合は、対象を1,000㎡まで下げることができる制度を設けています。

項目等	要約(案)	件数	県の考え方
廃止	撤去する場合は当該の工事期間、日程を公的機関、住民に事前報告を義務づける。	1	【具体の運用等の参考】 条例の対象となる太陽光発電施設等については、設置者又は管理者に、当該施設を廃止しようとする日の30日前までに届出することとしています。 撤去の際の措置については、今後の条例運用の参考とさせていただきます。
廃止	撤去後の当該土地の所有者の氏名、住所、今後の土地の利用方法を確認しておく。	1	【その他】 本条例は、太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的としています。 本条例により、太陽光発電施設等以外の土地利用への対応はできません。
廃止	施設廃止後の責務明確化に関して、設置者又は管理者が他者に売却した場合、責務を追及しにくくなる場合が想定できます。 したがって設置者にあらかじめ廃棄費用を前納させることを義務化する事を提案します。	1	【その他】 廃棄費用の前納については、平成24年に施行された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(FIT法)により、国において令和4年7月から積立制度を運用しているため、その状況を踏まえ、必要に応じて更なる対応等を国に要望してまいります。
	発電施設も経年劣化で撤去することになるが、撤去費用の負担と当該廃材の処理費用の負担は事業者とするので発電開始時点から売電金額の10%を公的機関に送金して事前措置を図り後顧の憂いを無くす。	1	
監督処分	素人が計画、施工したと思われる悪質な事業者が存在する以上、改正案は厳格に実効性を有する、また改正条例施行前着手施設であっても条例基準違反が推測されれば改正条例対象とする内容でなければならないと考えています。	1	【具体の運用等の参考】 本条例においては、既存の太陽光発電施設等(届出が必要となる施設に限る)に対して、指導、勧告など、必要に応じて行うことができる制度となっていますが、条例制定前に設置された施設への規定の適用については、今後の制度のあり方の参考とさせていただきます。
監督処分	条例を順守させる為、許可前から維持管理に至るまで立ち入り調査や改善命令、事業者の公表、条例違反の場合fit法による認可の取り消しなど、許可前の着工等がないよう厳しく条例の実効性を担保してほしい。	1	【条例の趣旨に一致】 条例改正により、立入検査、措置命令、許可違反に関する罰則等の規定を追加し、条例の実効性を強化します。 また、FIT認定施設においては、条例に基づく指導や勧告等を行った場合、その内容に応じて、これまでも資源エネルギー庁に情報提供を行っています。

項目等	要約(案)	件数	県の考え方
監督処分	外国企業であれば、廃止後の対応など行わずに責任放棄するリスクが高くなるため、外国資本となった場合はすぐに公表すること。	2	【その他】 本条例は、設置者が外国資本であるか否かに関わらず、条例の対象となる太陽光発電施設等の設置に当たって届出を求め、地域環境との調和を図り、良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的としています。 なお、設置者を変更する際は、近隣説明を実施し、その記録を添えて届出することとしています。
罰則	罰則が緩すぎる。届出違反100万、許可違反300万、命令違反1,000万程度の金額設定でなければ抑止にもならず、また違反を見つけるコスト回収にも見合わない。相手は個人ではなく企業のためもっとしっかり規定してほしい。	2	【対応困難】 条例で定める罰則については、刑事訴訟法によるものであり、罰則を受けることにより企業等の信用に影響を及ぼすこととなるため、一定の効力があると考えています。 なお、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、条例に定めることができる罰金は100万円以下とされています。
	県条例が設定されて違反行為が発生した場合の反則金は年間売電収益金の30%を徴収するものとし厳罰に徹する。	1	
その他	森林伐採する場合には当該木材の総立米(m)を計算して伐採日程、運搬日程、運搬先(処置方法含む)を明確にし、伐採した木材を運搬する時に道路が狭くて拡張工事が必要の時は公的機関に工事申請書を提出して承認後に自らの会社で手配して費用負担も併せて行うものとする。	1	【その他】 ご意見の内容は、設置者が行う作業工程の一部であり、(他法令の手続等が必要な場合はそれも含めて)設置者が自らの判断で計画的に行うものであることから、本条例では対応を求めています。 また、設置者には工事中の災害防止に関する施設基準により、適切な施工を求めています。
その他	現地工事用の資材(太陽光パネル、架台、レール、ケーブル等)を現地に運搬する時には近隣住民の生活に支障を来たすことの無いように配慮する。(太陽光パネルの型名番号、規格を明確にすること)	1	【条例の趣旨に一致】 条例では、設置者に対し、届出等の前に事業計画について近隣関係者への説明を義務付け、設置者には誠意を持ってコミュニケーションを図るよう求めています。 また、設置者には工事中の災害防止に関する施設基準により、適切な施工を求めています。
その他	根本的な問題解決には条例改正だけでは不十分で、県と市の体制強化(人員増、規制基準を事業者遵守させえる人員の配置等)と県下全施設の総点検が必要と考えます。	1	【具体の運用等の参考】 本条例については、引き続き県と市町が連携し、適切に運用してまいります。 なお、総点検については、条例対象規模の施設を対象に、令和3年度に実施しています。

項目等	要約(案)	件数	県の考え方
その他	<p>太陽光パネルの乱立により環境が破壊されており又、台風や地震など天災が起きたときの被害拡大を懸念しております。そもそも太陽光パネルは夜や雨天続きなどの影響を受けて供給が安定しないというデメリットがあります。</p> <p>その上、景観的にも環境的にも問題があり更には近隣の住宅への眩しいなどの影響があると考えます。EV車の普及に伴い太陽光発電では全く電力不足になることも予想されます。</p> <p>広さ、設置場所に関わらず太陽光発電で電力を賄うことには多くの問題がありますので既存のパネルも撤去するのが望ましいと考えます。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>本条例は、太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的としており、太陽光発電施設等の設置を妨げるものではありません。本条例により、既存施設の撤去を求めることはできません。</p>
その他	<p>自然環境破壊のため、太陽光発電施設の設置は反対。田畑等の耕作放棄地への設置も反対。それでも設置が必要ならば、全県民に開示の上、設置すること。</p>	3	<p>【その他】</p> <p>本条例は、太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的としており、太陽光発電施設等の設置を妨げるものではありません。</p>
その他	<p>地球環境との調和について、太陽光発電が地球環境にどう良いのか説明してほしい。二酸化炭素を吸収する山林を破壊し、土砂崩れのリスクが上がり、生物多様性を損ねるものに対して、また廃棄の際に多くの土壌や大気汚染が進むのではと云うことについて、どこが「地球環境との調和」なのか理解に苦しむ。</p>	1	<p>このため、再生可能エネルギーの導入促進の観点から、太陽光発電施設等の立地に際し、周辺環境との調和を図ることをめざして届出制を採用してきました。</p> <p>しかし近年、太陽光発電施設の崩落事故に対する住民不安の高まりなどから、安全性を確保するため、民有林において3,000㎡以上の造成を行う太陽光発電施設を対象として許可制を導入します。</p> <p>あわせて、条例の目的に「自然環境」の視点が含まれることを明確にするとともに、施設基準の整理等も行います。</p> <p>また、施設廃止後の適切な措置を行わなければならないことを責務に追加し、設置者に設置から廃止に至るまでの責務があることを明確化し、施設基準においても、廃止後における地域環境との調和を図るため、工作物の速やかな撤去などを求めています。</p> <p>更に設置者に対し、届出等の前に事業計画について近隣関係者への説明を義務づけ、設置者には誠意を持ってコミュニケーションを図るよう求めています。</p>

項目等	要約(案)	件数	県の考え方
その他	太陽光発電装置は、ほぼ中国製でありその資本が中国に投入されていくことが想定される。また国や県が進めるべきものなのか、公が取り組むとなればそこに税金が使われるという事であり賛同できない。	2	<p>【その他】</p> <p>本条例は、太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的としています。</p> <p>人権問題や地球温暖化などへの対応については、条例目的と異なります。</p>
	中国製電池に頼らざるを得ないという経済安全保障問題を大変心配しています。	1	
	中国製発電機製造過程における重大な人権問題(ウイグル人強制労働)を大変心配しています。	1	
その他	そもそも温暖化と叫ばれているが、本当なのかわかりやすく周知してほしい。温暖化を言っているのは国連であり、国連のスポンサーである。地球規模で温暖化になっているという学者もいれば、そうでないという学者もあり、このことに取り組む県の目的判断基準を明示してほしい。	1	
その他	太陽光発電施設等の取組ではかなりの電気代の節約になると思われるが、安くなるばかりか、むしろ電気代が上がっている現状をどう考えているのか、どれだけのメリットがあるのか周知してほしい。電気代が安くないとすれば、発電効率は、雨や雪、冬など気温の低い場合、それほど見込めないのではないかと考えてしまう。	1	
	発電効率の悪さによる電気料金値上げ問題を大変心配しています。	1	
その他	外国人による土地買収誘発問題を大変心配しています。	1	
その他	発電電力の販売先企業を販売量別に明確にすること。(FIT価格も併記すること)	1	
その他	地形や低周波音の問題から風力発電も不要、自然に悪影響が出ると聞いたことから海上風力も不可	1	<p>【その他】</p> <p>本条例は地上設置の風力発電施設も対象としており、騒音に関する施設基準を定めています。</p>